統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 28年 10月

総務省政策統括官(統計基準担当)

目 次

| 1 | 基幹統計調査の承認 |
|---|---|
| | 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 科学技術研究調査(総務省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 |
| | |
| | |
| 2 | 一般統計調査の承認 |
| | 総括表6 |
| | 介護事業実態調査(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・7 |
| | 環境にやさしい企業行動調査(環境省)・・・・・・・・・・・・・・・・・9 |
| | 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(厚生労働省) ・・・・・・・・・・・・・・・10 |
| | 食品流通段階別価格形成調査(農林水産省) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | 組織マネジメントに関する調査(JP-MOPS)(内閣府) · · · · · · · · · · · · · · 15 |
| | 容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査(環境省) … 16 |
| | 21 世紀出生児縦断調査(平成 22 年出生児)(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・17 |
| | ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)(厚生労働省)・・・・・・・18 |
| | 情報処理実態調査(経済産業省)・・・・・・・・・・・・・・・・・19 |
| | 福祉事務所人員体制調査(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・・20 |
| | |
| _ | ᄝᆘᄷᅕᆝᄪᅔᇫᄝᄖ |
| 3 | 届出統計調査の届出 |
| (| 1) 新規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| (| 2) 変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | |
| (| 参考)基幹統計の指定 |
| (| |
| | 人口推計(総務省)25 |

[利用上の注意]

1 編集方針

この資料 (「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下「本月報」という。)) は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官(統計基準担当)が、統計法(平成19年法律第53号)に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計(後記3(1)参照)の指定、変更又は解除があった場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

統計法(昭和22年法律第18号) 旧統計法

統計法(平成19年法律第53号)(注1) 新統計法

統計報告調整法(昭和27年法律第148号)(注2) 旧統計報告調整法

(注1)旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

(注2)新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次に掲げるとおりである。

(1)「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階(平成 21年4月1日)で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- (2)「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう(新統計法第2条第6項)。
- (3)「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう(新統計法第2条第7項)。
- (4)「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条に基づき総務大臣に届けられた統計 調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をい う。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体(第24条第1項)及び独立行政法人等(第 25条)(注3)である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず(経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ) 現在用いている「届出統計調査」は、 通称として用いているものである

- (注3)地方公共団体については、統計法施行令(平成20年政令第334号)第7条第1項の規定に基づき都道府県及 び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求 められている。
- (5)「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう(旧統計法第3条)。
- (6)「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

1 基幹統計調査の承認

[総括表]

| 統計調査の名称 | 実施者 | 主 な 承 認 事 項 承認年月日 |
|----------|------|--|
| 科学技術研究調査 | 総務大臣 | 平成、29年のののののののののののののののののののののののののののののののののののの |

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

【調查名】 科学技術研究調査

【承認年月日】 平成 28 年 10 月 20 日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部経済統計課

- 【沿 革】 本調査は、研究機関基本統計調査(指定統計第61号)として、昭和28年8月に発足し、その後昭和35年3月、名称を科学技術研究調査に改めた。 各年における改正点は、以下のとおりである。

昭和35年:1.営利法人について、従来の研究機関単位の調査を改めて企業を単位とするとともに、特定産業を除く資本金100万円以上の全会社を母集団とする標本調査とした。2.研究者について、専門別研究者数を調査項目に加えた。3.各研究主体について、外部へ支出した研究費及び支出先を調査項目に加えた。4.「主な研究分野」「研究従事者の給与」の調査項目を除いた。

昭和40年:会社等、研究機関について、性格別研究費を調査項目に加えた。 昭和45年:会社等について、製品分野及び特定目的別研究費を調査項目に加 えた。

昭和46年:会社等について、営業利益高を、研究機関について特定目的別研究費を調査項目に加えた。

昭和47年:会社等について、技術交流に関する調査項目を加えた。

昭和48年:会社等について、技術交流の国別に関する調査項目を加えた。

昭和49年:1.研究関係従事者及び専門別研究者について女子の区分を加えた。2.大学等について性格別及び特定目的別研究費の調査項目を加えた。

昭和51年:会社等について、特定産業を除く資本金を300万円以上の会社を 母集団とする標本調査に改めた。

昭和52年:承認統計として、新たにエネルギー研究調査を実施した。これに伴い、「特定目的別研究費」の「原子力開発」を本調査から分離した。

昭和53年:会社等、研究機関及び大学等の「外部から受け入れた研究費」の中に「特殊法人から」受け入れた研究費を、「外部へ支出した研究費」の中に「特殊法人へ」支出した研究費を調査項目として加えた。

昭和55年:会社等について、特定産業を除く資本金を500万円以上の会社を 母集団とする標本調査に改めた。

昭和57年:承認統計として、新たにライフサイエンス研究調査を実施した。 昭和60年:日本標準産業分類の改訂に伴い、調査対象について大分類の名称 変更等を行った。

平成7年:会社等について、特定産業を除く資本金 1000 万円未満の会社を対象外とした。

平成8年:エネルギー研究調査及びライフサイエンス研究調査の調査客対数 を削減した。

平成9年:会社等について、ソフトウェア業を調査対象に加えた。

平成 11 年: 附帯調査として実施してきた「エネルギー研究調査」及び「ライフサイエンス研究調査」を平成 11 年調査から中止することに伴い、「特定目的別研究費」の内訳として「ライフサイエンス」、「エネルギー」及び「エネルギー(うち原子力)」を追加した。

平成 14 年:調査対象産業の拡大、標本設計の変更、調査事項等の変更を行った。

平成 24 年:標本設計の変更及び調査事項の変更を行った。

平成26年、29年:調査事項の変更を行った。

【調査の構成】 1 - 調査票甲(企業A) 2 - 調査票甲(企業B) 3 - 調査票乙(非営利団体・公的機関) 4 - 調査票丙(大学等)

【公表】 インターネット及び印刷物(調査日の属する年の12月)

1 - 調査票甲(企業A)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)法人 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1億円以上の会社法(平成17年法律第86号)に規定する会社。「農業,林業」「漁業」「鉱業,採石業,砂利採取業」「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」のうち中分類「各種商品卸売業」「繊維・衣服等卸売業」「飲食料品卸売業」「建築材料,鉱物・金属材料等卸売業」「機械器具卸売業」「その他の卸売業」、「金融業,保険業」のうち中分類「銀行業」「貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関」(細分類「政府関係金融機関」を除く。)「金融商品取引業,商品先物取引業」「補助的金融業等」「保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)」、「学術研究,専門・技術サービス業」のうち中分類「学術・開発研究機関」「専門サービス業(他に分類されないもの)」、「技術サービス業(他に分類されないもの)」、「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」(抽出枠)事業所母集団データベース及び過去の調査結果から作成した母集団名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約8,000/約20,000 (配布) 郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統)配布:総務省-民間事業者-報告者、取集: 報告者-総務省

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年5月16日~7月15日

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.企業の現況、4.従業者総数、5.資本金、6.総売上高、7.国際技術交流の有無、8.技術輸出及び技術輸入別相手 先企業の国籍名及び金額、9.研究実施の有無、10.研究関係従業者数、11. 採用・転入研究者数、転出研究者数、12.研究者の専門別内訳、13.社内で 使用した研究費、14.性格別研究費、15.製品・サービス分野別研究費、16. 特定目的別研究費、17.社外から受け入れた研究費、18.社外へ支出した研 究費

2 - 調査票甲(企業B)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)法人 (属性)調査票甲(企業A)と同じ日本標準産業分類に掲げる産業を主たる事業とする、資本金又は出資金が1千万円以上1億円未満の会社法に規定する会社 (抽出枠)事業所母集団データベース及び過去の調査結果から作成した母集団名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約5,000/約500,000 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)配布:総務省-民間事業者-報告者、取集:報告者-総務省

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年5月16日~7月15日

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.企業の現況、4.従業者総数、5.資本金、6.総売上高、7.国際技術交流の有無、8.技術輸出及び技術輸入別相手 先企業の国籍名及び金額、9.研究実施の有無、10.研究関係従業者数、11. 採用・転入研究者数、転出研究者数、12.研究者の専門別内訳、13.社内で 使用した研究費、14.性格別研究費、15.社外から受け入れた研究費、16. 社外へ支出した研究費

3 - 調査票乙(非営利団体・公的機関)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)法人及び研究機関 (属性)独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)の別表に掲げる特殊法人及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人(独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。)のうち科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたもの(特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)により独立行政法人となった法人のうち、独立行政法人となる前に産業連関表において生産活動主体分類が「産業」に分類されており、かつ研究を実施している法人を含む。)。科学技術に関する試験研究又は調査研究を主たる目的としている法人。科学技術に関する試験研究又は調査研究を目的として設置されている国の機関、地方公

共団体の施設

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約1,000 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統) 配布:総務省-民間事業者-報告者、取集:報告者-総務省

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年5月16日~7月15日

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.研究実施の有無、4.従業者総数、5.支出総額、6.主な事業及び研究の内容、7.支所・分場の名称及び所在地、8.研究内容の学問別区分、9.研究関係従業者数、10.採用・転入研究者数、転出研究者数、11.研究者の専門別内訳、12.内部で使用した研究費、13.性格別研究費、14.特定目的別研究費、15.外部から受け入れた研究費、16.外部へ支出した研究費

4 - 調査票丙(大学等)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)大学の学部(大学院の研究科を含む。) 短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構 (属性)学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学の学部(大学院の研究科を含む。) 短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、国立大学法人法(平成15 年法律第 112 号)に基づく大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15 年法律第 113 号)に基づく独立行政法人国立高等専門学校機構

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約4,000 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統) 配布:総務省-民間事業者-報告者、取集:報告者-総務省

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年5月16日~7月15日

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.大学等の種類、4.分校・分場の名称及び所在地、5.研究内容の学問別区分、6.従業者数、7.採用・転入研究者数、転出研究者数、8.研究本務者の専門別内訳、9.支出総額、10.内部で使用した研究費、11.性格別研究費、12.特定目的別研究費、13.外部から受け入れた研究費、14.外部へ支出した研究費

2 一般統計調査の承認

[総括表] ______

| 承認年月日 | 統計調査の名称 | | | 実於 | 色者 | | |
|-----------|-------------------------------------|---|---|----|----|---|---|
| H28.10.5 | 介護事業実態調査 | 厚 | 生 | 労 | 働 | 大 | 臣 |
| H28.10.6 | 環境にやさしい企業行動調査 | 環 | į | 境 | 大 | • | 臣 |
| H28.10.13 | 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 | 厚 | 生 | 労 | 働 | 大 | 臣 |
| H28.10.13 | 食品流通段階別価格形成調査 | 農 | 林 | 水 | 産 | 大 | 臣 |
| H28.10.19 | 組織マネジメントに関する調査(JP-MOPS) | 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | 臣 |
| H28.10.19 | 容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアン ケート調査 | 環 | j | 境 | 大 | • | 臣 |
| H28.10.20 | 21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児) | 厚 | 生 | 労 | 働 | 大 | 臣 |
| H28.10.20 | ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査) | 厚 | 生 | 労 | 働 | 大 | 臣 |
| H28.10.24 | 情報処理実態調査 | 経 | 済 | 産 | 業 | 大 | 臣 |
| H28.10.28 | 福祉事務所人員体制調査 | 厚 | 生 | 労 | 働 | 大 | 臣 |

【調查名】 介護事業実態調査

【承認年月日】 平成 28 年 10 月 5 日

【実施機関】 厚生労働省老健局老人保健課

- 【目 的】 介護報酬改定による介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 平成 22 年に、「介護事業経営概況調査」(平成 13 年から実施)と「介護従事者処遇状況等調査」(平成 21 年に一回限りで実施)が統合され、名称が「介護事業実態調査」に変更された。平成 23 年に、「介護事業経営実態調査」(平成 14 年から実施)が、介護事業実態調査に統合された。

【調査の構成】 1-介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)調査票

【公 表】 インターネット及び印刷物(平成29年3月)

【備 考】 本調査は、「介護事業経営実態調査」、「介護事業経営概況調査」及び「介護従 事者処遇状況等調査」の3種類の調査から構成されており、原則として、これ らの調査が毎年ローテーションにより実施されている。

今回の承認は、平成 28 年に「介護従事者処遇状況等調査」を臨時で実施するに当たってなされたものであり、当初から平成 28 年に実施が予定されていた「介護事業経営概況調査」については、平成 28 年 5 月 23 日に承認されている。

- 1 介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)調査票
 - 【調査対象】 (地域)全国(平成 28 年調査については、平成 28 年熊本地震及び平成 28 年台風第 10 号の影響により、災害救助法の適用があった自治体(熊本県の全域及び北海道と岩手県の一部)を除く。)(単位)施設及び事業所(属性)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査の名簿
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)1.介護老人福祉施設:1,963 /7,549、2.介護老人保健施設:1,135/4,199、3.介護療養型医療施設: 388/1,331、4.訪問介護事業所:1,813/33,243、5.通所介護事業所: 2,188/43,364、6.認知症対応型共同生活介護事業所:1,318/12,973、7. 居宅介護支援事業所:1,993/39,477 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成28年9月末時点(項目によっては、平成28年9月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者
 - 【周期・期間】 (周期)3年(ただし、平成28年度は臨時に実施) (実施期間)平 成28年10月16日~11月15日

【調査事項】 1.給与等の状況、2.介護従事者の処遇状況、3.個別の従事者の勤務 形態、4.労働時間、5.資格の取得状況、6.基本給額 等 【調査名】 環境にやさしい企業行動調査

【承認年月日】 平成 28年 10月6日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境経済課

- 【目 的】 我が国事業者の環境配慮の取組等について調査を実施し、これらの動向を把握し、事業者における環境配慮の取組を促進する施策を展開するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、環境省が、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「環境基本計画」などを踏まえた我が国の企業における環境配慮行動を把握することを目的として、平成3年度から毎年実施しているものである。

【調査の構成】 1 - 環境にやさしい企業行動調査 調査票(調査票A)

【公 表】 インターネット (平成29年5月)

- 【備 考】 本調査は、「調査票A」及び「調査票B」の2種類の調査から構成されており、 調査実施年が偶数年の場合には「調査票A」、奇数年の場合は「調査票B」を用 いて、それぞれ隔年(2年周期)で実施されている。
- 1 環境にやさしい企業行動調査 調査票(調査票A)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「サービス業(他に分類されないもの)」及びそれ以外の分類(「農業,林業」、「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「公務(他に分類されるものを除く)」、「分類不能の産業」)のうち、従業者数500人以上の企業及び団体 (抽出枠)事業所母集団データベース
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約4,200/約8,000 (配布) 郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年4 月1日~平成28年3月31日 (系統)環境省-民間事業者-報告者

【周期・期間】 (周期)2年 (実施期間)平成28年10月末~12月末

【調査事項】 1.調査対象事業者の概要、2.環境配慮経営の進捗状況等、3.環境マネジメントシステムの構築・運用、4.取引先との関係、5.環境負荷データの把握状況と目標の設定、6.環境に関する情報開示等、7.環境ビジネス、8.地球温暖化防止対策、9.環境会計、10.環境保全コスト

【調査名】 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

【承認年月日】 平成 28 年 10 月 13 日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【目 的】 福祉・介護職員に係る報酬改定が、着実に従事者の処遇改善に反映されていること及び福祉・介護職員等の平均的な給与額を把握するとともに、次期報酬改定に向けて、報酬改定前後の事業活動収支を把握、検証するものであり、次期報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物(平成29年3月)

- 1 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 調査票
 - 【調査対象】 (地域)全国(平成 28 年調査については、平成 28 年熊本地震及び平成 28 年台風第 10 号の影響により、災害救助法の適用があった自治体(熊本県の全域及び北海道と岩手県の一部)を除く。)(単位)施設及び事業所 (属性)障害者支援施設・障害福祉サービス及び障害児入所支援・障害児通所支援に係る施設・事業所 (抽出枠)サービス種類、経営主体、地域区分を層化基準として、平成 27 年 4 月 1 日現在の障害福祉サービス事業所等を都道府県に照会し作成した名簿
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)16,238/122,987 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)処遇改善加算等の状況:平成27年度及び平成28年9月、平成27年4月の報酬改定を受けた給与等の状況:平成27年9月及び平成28年9月、従事者の状況:平成27年9月及び平成28年9月末日及び平成28年9月末日現在、事業活動収支の状況:平成26年度及び平成27年度、障害福祉サービス等の提供状況:平成26年9月及び平成27年9月 (系統)厚生労働省・民間事業者・報告者
 - 【周期・期間】 (周期)3年(ただし、平成28年度は臨時に実施) (実施期間)平成28年10月16日~11月15日
 - 【調査事項】 1.処遇改善加算等の状況、2.平成27年4月の報酬改定を受けた給与等の状況、3.職員個人の処遇状況、4.従事者の状況、5.事業活動収支の状況、6.障害福祉サービス等の提供状況

【調查名】 食品流通段階別価格形成調查

【承認年月日】 平成 28 年 10 月 13 日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目 的】 青果物に係る調査:市場流通が主体を占める青果物について、産地から消費 地までの市場を経由する各流通段階別の流通経費の実態を把握するとともに、そ の結果を用いて価格形成を試算することにより、食料の安定供給の確保に関する 施策を推進するための資料を整備することを目的とする。

> 水産物に係る調査:市場流通が主体を占める水産物について、産地から消費 地までの市場を経由する各流通段階別の流通経費の実態を把握するとともに、 その結果を用いて価格形成を試算することにより、水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策を推進するための資料を整備することを目的とする。

- 【沿 革】 本調査は、青果物流通段階別価格形成追跡調査(昭和47年度から毎年実施の 旧承認統計調査)と水産物流通段階別価格形成追跡調査(昭和51年度から3年 周期で実施の旧承認統計調査)とを平成9年度に統合し、以降、毎年実施されて いる調査であり、平成9年度から14年度までは、「食品流通段階別価格形成追跡 調査」の名称であったが、15年度に現在の名称に変更された。また、平成17年 度から19年度までは水産物に係る調査のみを休止し、平成20年度から27年度 までは青果物に係る調査及び水産物に係る調査ともに毎年実施していた。
- 【調査の構成】 1-青果物集出荷段階経費調査票 2-青果物仲卸段階経費調査票 3 - 青果物小売段階経費調査票 4-水産物産地卸売段階経費調査票 5-水産物産地出荷段階経費調査票 6-水産物仲卸段階経費調査票 7-水 産物小売段階経費調査票
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(青果物集出荷段階経費調査、青果物仲卸段階経費調査及び青果物小売段階経費調査…概要:平成31年4月下旬、詳細:平成32年2月下旬、水産物産地卸売段階経費調査、水産物産地出荷段階経費調査、水産物仲卸段階経費調査及び水産物小売段階経費調査…概要:平成33年4月下旬、詳細:平成34年2月下旬))
- 1 青果物集出荷段階経費調查票
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)団体 (属性)中央卸売市場へ青果物を出荷して いる集出荷団体
 - 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数/母集団数)320/3,010 (配布)郵送・調査員・オンライン (取集)郵送・調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)平成29年4月1日~平成30年3月31日(ただし、この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間) (系統)【調査員調査】農林水産省・地方農政局等・調査員・報告者、【郵送調査】農林水産省・地方農

政局等 - 報告者、【オンライン調査】配布:農林水産省 - 報告者、取集:報告者 - 地方農政局等 - 農林水産省

- 【周期・期間】 (周期)5年(次回は平成30年度実施) (実施期間)平成30年11 月上旬~平成31年2月下旬
- 【調査事項】 1.生産者の労働による入荷荷姿別青果物卸売市場向け出荷量等、2.代金決済勘定、3.出荷量、4.集出荷及び販売経費、5.事業管理費、6.販売金額

2 - 青果物仲卸段階経費調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)中央卸売市場において青果物を 取り扱う仲卸業者
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)100/1,846 (配布)郵送・調査員・オンライン (取集)郵送・調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)仕入金額、販売金額及び完納奨励金、販売費及び一般管理費:平成29年4月1日~平成30年3月31日(ただし、この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間) 品目別の仕入金額、販売金額:平成30年11月(1か月間) (系統)【調査員調査】農林水産省-地方農政局等-調査員-報告者、【郵送調査】農林水産省-地方農政局等-調査員・報告者、【郵送調査】農林水産省-地方農政局等-農林水産省別配布:農林水産省-報告者、取集:報告者-地方農政局等-農林水産省
- 【周期・期間】 (周期)5年(次回は平成30年度実施) (実施期間)平成30年11 月上旬~平成31年2月下旬
- 【調査事項】 1.仕入金額、販売金額及び完納奨励金、2.販売費及び一般管理費、3. 品目別の仕入金額、販売金額等

3 - 青果物小壳段階経費調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)中央卸売市場に所属する仲卸業 者から青果物を仕入れている小売業者
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)100/58,436 (配布)郵送・調査員・オンライン (取集)郵送・調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)仕入金額、販売金額及び完納奨励金、販売費及び一般管理費:平成29年4月1日~平成30年3月31日(ただし、この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間)品目別の仕入金額、販売金額等:平成30年11月(1か月間) (系統)【調査員調査】農林水産省-地方農政局等-調査員・報告者、【郵送調査】農林水産省・地方農政局等・報告者、【オンライン調査】配布:農林水産省・報告者、取集:報告者・地方農政局等・農林水産

省

- 【周期・期間】 (周期)5年(次回は平成30年度実施) (実施期間)平成30年11 月上旬~平成31年2月下旬
- 【調査事項】 1.仕入金額、販売金額及び完納奨励金、2.販売費及び一般管理費、3. 品目別の仕入金額、販売金額等

4 - 水産物産地卸売段階経費調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)産地卸売市場において水産物を 取り扱う産地卸売業者
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数/母集団数)100/964 (配布)郵送・調査員・オンライン (取集)郵送・調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)平成31年4月1日~平成32年3月31日(ただし、この期間で記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間) (系統)【調査員調査】農林水産省-地方農政局等-調査員-報告者、【郵送調査】農林水産省-地方農政局等-報告者、【オンライン調査】配布:農林水産省-報告者、取集:報告者-地方農政局等-農林水産省
- 【周期・期間】 (周期)5年(次回は平成32年度実施) (実施期間)平成32年10 月上旬~平成33年2月下旬
- 【調査事項】 1.販売事業収益、2.販売費、3.事業管理費、4.廃棄処分費、5. 完納奨励金及び出荷奨励金、6.産地卸売市場の取扱数量及び取扱金額

5 - 水産物産地出荷段階経費調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)産地卸売市場に所属する産地出 荷業者
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数/母集団数)100/38,612 (配布)郵送・調査員・オンライン (取集)郵送・調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)平成31年4月1日~平成32年3月31日(ただし、この期間で記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間) (系統)【調査員調査】農林水産省-地方農政局等-調査員-報告者、【郵送調査】農林水産省-地方農政局等-報告者、【オンライン調査】配布:農林水産省-報告者、取集:報告者-地方農政局等-農林水産省
- 【周期・期間】 (周期)5年(次回は平成32年度実施) (実施期間)平成32年10 月上旬~平成33年2月下旬
- 【調査事項】 1.仕入金額、販売金額及び奨励金、2.販売費及び一般管理費、3.品 目別の仕入金額、販売金額等

6 - 水産物仲卸段階経費調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)中央卸売市場において水産物を 取り扱う仲卸業者
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)96/2,735 (配布)郵送・調査員・オンライン (取集)郵送・調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)仕入金額、販売金額及び完納奨励金、販売費及び一般管理費:平成31年4月1日~平成32年3月31日(ただし、この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間) 品目別の仕入金額、販売金額:平成32年10月(1か月間) (系統)【調査員調査】農林水産省-地方農政局等-調査員-報告者、【郵送調査】農林水産省-地方農政局等-調査員・報告者、【郵送調査】農林水産省・地方農政局等・農林水産省別配布:農林水産省・報告者、取集:報告者・地方農政局等・農林水産省
- 【周期・期間】 (周期)5年(次回は平成32年度実施) (実施期間)平成32年10 月上旬~平成33年2月下旬
- 【調査事項】 1.仕入金額、販売金額及び完納奨励金、2.販売費及び一般管理費、3. 品目別の仕入金額、販売金額等

7 - 水産物小売段階経費調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)中央卸売市場に所属する仲卸業者から水産物を仕入れている小売業者
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)96/54,199 (配布)郵送・調査員・オンライン (取集)郵送・調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)仕入金額、販売金額及び完納奨励金、販売費及び一般管理費:平成31年4月1日~平成32年3月31日(ただし、この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間) 品目別の仕入金額:平成32年10月(1か月間) (系統)【調査員調査】農林水産省-地方農政局等-調査員-報告者、【郵送調査】農林水産省-地方農政局等-報告者、【オンライン調査】配布:農林水産省-報告者、取集:報告者-地方農政局等-農林水産省
- 【周期・期間】 (周期)5年(次回は平成32年度実施) (実施期間)平成32年10 月上旬~平成33年2月下旬
- 【調査事項】 1.仕入金額、販売金額及び完納奨励金、2.販売費及び一般管理費、3. 品目別の仕入金額

【調査名】 組織マネジメントに関する調査 (JP - MOPS)

【承認年月日】 平成 28 年 10 月 19 日

【実施機関】 内閣府経済社会総合研究所研究官室

- 【目 的】 組織マネジメントと生産性向上の関係を分析し、当該施策の実施に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1 組織マネジメントに関する調査 調査票(製造業) 2 組織マネジメントに関する調査 調査票(サービス業)
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(集計結果:平成 29 年6月、分析結果:平成 30 年3月)
- 1 組織マネジメントに関する調査 調査票(製造業)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」に属する事業所のうち、従業員数30人以上のもの (抽出枠)事業所母集団データベース(平成27年次フレーム)
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約36,000/約56,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年及び平成27年 (系統)内閣府-民間事業者-報告者
 - 【周期・期間】 (周期)1回限り (実施期間)平成29年1月上旬~2月中旬
 - 【調査事項】 1.生産管理、2.権限の所在、3.出荷及び雇用の見込等、4.大卒以 上の従業員の比率
- 2 組織マネジメントに関する調査 調査票(サービス業)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる中分類「飲食小売業」及び「情報サービス業」に属する事業所のうち、従業員数30人以上のもの (抽出枠)事業所母集団データベース(平成27年次フレーム)
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約7,000/約25,500 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年及び平成27年 (系統)内閣府-民間事業者-報告者
 - 【周期・期間】 (周期)1回限り (実施期間)平成29年1月上旬~2月中旬
 - 【調査事項】 1.生産管理、2.権限の所在、3.情報と意思決定、4.大卒以上の従業員の比率及び人材育成等

【調査名】 容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査

【承認年月日】 平成 28年 10月 19日

【実施機関】 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課

【目 的】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)を踏まえた市区町村と同法第2条に規定する特定事業者の役割分担・費用分担等を議論するに当たり必要となる市区町村における容器包装廃棄物の分別収集・選別保管費用の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査 調査票

【公 表】 インターネット(平成29年3月末)

1 - 容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)市区町村廃棄物担当部局

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,741 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年3月31日現在 (系統)環境省 - 都道府県-報告者

【周期・期間】 (周期)1回限り (実施期間)平成28年10月中旬~11月中旬

- 【調査事項】 1.容器包装廃棄物全般(1)容器包装廃棄物の量、(2)収集運搬、選別保管の実施主体
 - 2.収集運搬 直営(1)収集区分、(2)収集ごみ量、拠点回収量、(3)収集運搬全体の人件費、(4)収集運搬全体の車両に係る費用、(5)収集運搬全体の施設に係る費用、(6)収集運搬業務の委託費、(7)収集運搬に係るその他の費用
 - 3. 収集運搬 委託(1)収集ごみ量、拠点回収量、(2)委託費、(3) コンテナ等の費用
 - 4. 選別保管 直営(1)選別保管量、(2)施設に係る費用等
 - 5.選別保管 委託(1)選別保管量、(2)委託費
 - 6.全体管理業務等(1)広報・普及啓発費用、(2)一般職の人件費、
 - (3)指定袋等の費用
 - 7. 残渣処理(1)容器包装廃棄物ごとの残渣量、(2)残渣の処理方法、
 - (3)焼却に係る費用等、(4)埋立に係る費用

【調查名】 21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)

【承認年月日】 平成 28 年 10 月 20 日

【実施機関】 厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室

- 【目 的】 平成 22 年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、当初、平成 13 年 (2001 年) 出生児の家族等の状況、学校生活の様子、子供の生活状況等に係る実態の経年変化を、同一の対象児を毎年継続して調査することにより、少子化対策や子供の健全育成等の施策の企画立案や実施のための基礎資料を得ることを目的として、平成 13 年度に開始された (13 年児調査)。

その後、13 年児調査の結果と比較することにより、社会経済情勢の変化、各種施策の実施、国民意識の変化などといった社会的背景の変化が調査結果にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることを目的として、平成22年度から平成22年(2010年)出生児についても対象に加えられた(22年児調査)。

しかしながら、13 年児調査の対象者が平成 25 年度に中学生になったことを勘案し、平成 29 年調査から本調査の対象から除外し、調査の名称に「(平成 22 年出生児)」が付された。

【調査の構成】 1-21世紀出生児縦断調査 調査票(平成22年出生児)

【公表】 インターネット及び印刷物(調査実施翌年の5月)

1 - 21 世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成22年5月10日~5月24日 の間に出生した子の保護者(前回及び前々回の本調査において、連続で報告 が得られなかった者を除く。) (抽出枠)人口動態調査出生票

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約29,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月25日現在 (系統)厚生労働省-報告者

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年5月12日~6月11日

【調査事項】 1.家族の状況、2.住まいのようす、3.子どもの状況、4.学校生活・放課後のようす、5.子育て費用、6.父母の状況、7.子育てに関する意識等

【調査名】 ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)

【承認年月日】 平成 28 年 10 月 20 日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局地域福祉課

- 【目 的】 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しを検討するに当たって、 政策評価等の実施に必要なデータを得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、旧統計報告調整法に基づく承認統計調査として、平成 15 年に開始され、その後、新統計法に基づく一般統計調査に移行した。平成 24 年には、調査周期が不定期から 5 年に変更された。

【調査の構成】 1-ホームレスの実態に関する全国調査票(生活実態調査票)

【公表】 インターネット及び印刷物(概要:平成28年12月、詳細:平成29年4月)

- 1 ホームレスの実態に関する全国調査票(生活実態調査票)
 - 【調査対象】 (地域)東京23区、政令指定都市及び調査実施年1月の概数調査において30名以上のホームレス数の報告のあった市(ただし、平成28年の調査においては、平成28年熊本地震の影響により、熊本市を除く。) (単位)個人 (属性)ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」
 - 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数/母集団数)約 1,280/5,140 (配布)調 查員 (取集)調查員 (記入)他計 (把握時)平成 28年 10月 1日現在 (系統)厚生労働省-都道府県-調査対象市区-調査員-報告者

【周期・期間】 (周期)5年 (提出期限)平成28年10月下旬

【調査事項】 1.路上での生活について、2.路上(野宿)生活までのいきさつ、3. 健康状態、4.福祉制度、5.今後の生活について、6.生活歴、7.その他

【調查名】 情報処理実態調査

【承認年月日】 平成 28年 10月 24日

【実施機関】 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課

【目 的】 民間企業における情報処理の実態を把握し、IT 施策の基礎資料とすることを 目的とする。

【沿 革】 本調査は、昭和44年から毎年実施(平成27年を除く。)している。

【調査の構成】 1 - 情報処理実態調査票

【公 表】 インターネット(平成29年6月)

1 - 情報処理実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業及び団体 (属性)日本標準産業分類に掲げる中分類のうち、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「分類不能の産業」を除く全産業の企業又は団体で、資本金3000万円以上かつ総従業者50人以上の企業又は団体 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)9,067/53,459 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成28年3月31日現在(一部の項目については、平成27年度若しくは平成28年度の1年間又は平成25年度から平成27年度の3年間の実績)(系統)経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期間】 (周期)1回限り (実施期間)平成28年12月上旬~平成29年2月 ト旬

【調査事項】 1.企業又は事業団体の概要、

2. IT 活用の状況(1) IT 戦略の状況、(2) クラウド・コンピューティングの利用状況、(3) IT 投資の状況、(4) IT 要員の状況、

- 3 . IT 関係支出の状況
- 4.情報セキュリティの状況(1)情報セキュリティの位置づけと実施体制、(2)情報セキュリティ対策の状況、(3)情報セキュリティインシデントと被害の状況

【調查名】 福祉事務所人員体制調查

【承認年月日】 平成 28年 10月 28日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局総務課

【目 的】 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に基づき設置されている福祉に関する 事務所について、その人員体制を把握することにより、福祉事務所の運営指導等 に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 福祉事務所人員体制調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物(平成29年3月)

1 - 福祉事務所人員体制調查 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 14 条に定める福祉に関する事務所及び同法附則第 7 項の経過規定 に定める組織 (抽出枠)福祉事務所符号一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,247 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)平成28年10月1日現在 (系統)厚生労働省-都道府県・指定都市・中核市-報告者

【周期・期間】 (周期)1回限り (実施期間)平成28年10月末~11月末

【調査事項】 1.福祉事務所符号番号、2.福祉事務所名、3.管内の状況、4.職種 別職員数等、5.生保担当査察指導員の経験年数、6.生保担当現業員の経 験年数、7.保健師配置数、8.嘱託医配置数

3 届出統計調査の届出

| | 名称 | 受理年月日 | 実施機関 | 目的 | 対象地域 | 調査票の 様式数 | 客体数(注2) | 客体の選定方法 | 調査方法 | 周期 | 調査の実施期間又は |
|---|----------------------------|-----------|----------------------|--|-------|-------------|-------------------------|---------------|-----------------------------|-------|-------------------------------------|
| | 青森県福祉施設等の歯科 診療に関するニーズ調査 | H28.10.3 | | 青森県内の障害児者・要介護高齢者等福祉関連施設における、歯科診療に関するニーズを調査することで、本当に歯科診療サービスを必要としている地区や施設に適切にサービスが提供されているかを把握することを目的とする。 | | 1 | 857施設 | 全数 | 郵送 FAX | 1回限り | 平成28年11月1日 月30日 |
| | スポーツに対する意識・実 態調査 | H28.10.3 | 埼玉県県民生活部 スポーツ振興課 | スポーツ基本法第10条の規定に基づく新たなスポーツ推進に関する計画を策定するにあたり、 埼玉県のスポーツに対する県民の意識を調査するとともに、県内のスポーツを取り巻く状況に関する情報を収集し、現在の課題の把握と今後の施策の方向性を見出すことを目的とする。 | | 3 | 6,200人 | 無作為抽出 | 郵送 オンライン | 1回限り | 平成28年8月6日 7日 平成28年7月4日 15日 |
| , | えちぜん鉄道・福井鉄道 利用者実態調査 | H28.10.3 | 福井県総合政策部交通まちづくり課 | 地域鉄道の旅客流動を調査し、現状の把握、相互乗り入れによる効果検証及び交通施策検討の基礎資料とすることを目的とする。 | | i | 25,000人 | 有意抽出 | 調査員 | 1回限り | 平成28年10月7 11月下旬 |
| | 大阪府内観光関連施設受 入環境整備水準調査 | H28.10.3 | 大阪府府民文化部 都市魅力創造局 | 大阪府内各地域における外国人旅行者の受入環境の整備水準を測定、評価、分析することにより、府内の観光関連事業者の受入環境の整備に寄与するとともに、大阪が世界有数の国際都市に発展するため、受入環境整備を推進していくための基礎資料として活用することを目的とする。 | | 5 | 450施設 200企業 10事業所 | 全数 有意抽出 | 郵送 FAX | 1回限り | 平成28年10月2 平成29年3月15日 |
| | 静岡市「食育」に関する意 識アンケート調査 | H28.10.3 | | 第2次静岡市食育推進計画の最終評価の基礎資料として、市民の食育に関する意識や実践状況等を把握することを目的とする。 | 静岡市全域 | 1 | 2,500人 | 無作為抽出 | 郵送 | 5年 | 平成28年10月2 11月21日 |
| 1 | 長崎県歯科疾患実態調査 | H28.10.4 | 長崎県福祉保健部 国保·健康増進課 | 国が実施する平成28年歯科疾患実態調査にあわせ、 長崎県民の歯科保健の状況を把握し、歯なまるスマイ ルブランの評価及び本県の歯科保健対策の効果につ いて検討を行い、今後の歯科保健対策推進に必要な 基礎資料を得ることを目的とする。 | | 2 | 1,603人 | 無作為抽出 | 調査員 郵送 | 5年 | 平成28年10月 中旬 平成28年10月 下旬 |
| | 札幌市子ども·若者生活実態調査 | H28.10.5 | | 子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育・生活・就労などの分野から子どもの貧困対策を総合的に推進するため、札幌市の状況に応じた「子ども貧困対策計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。 | | 4 | 13,000世帯 | 無作為抽出 | 郵送 オンライ その他(機 関配布) | 1回限り | 平成28年10月1 11月30日 |
| j | 環境に関する県民·事業者 意識等実態調査 | H28.10.6 | 環境政策課 | 平成23年度を始期とする現行の「青森県地球温暖化対策推進計画」の見直しに当たり、県民及び事業者の環境に対する意識や、地球温暖化防止のための実践行動等を的確に把握し基礎情報とすることを目的とする。 | | 3 | 2,600人 500事業所 | 無作為抽出 有意抽出 | 郵送 | 1回限() | 平成28年11月1 11月28日 |
| | 美術館の整備検討に関する意識調査 | H28.10.11 | 鳥取県立博物館総務課 | 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会では、県立 美術館の整備に関する基本的な方向性を取りまとめた 構想(以下「構想」という。)の検討を進めている。本 適は、当該検討内容について県民がどのように考える のかを把握し、鳥取県美術館整備基本構想検討委員 会及び鳥取県教育委員会において構想を取りまとめ る際に参考にすることを目的とする。 | | 1 | 3,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 1回限り | 平成28年10月1 10月31日 |

| | 名称 | 受理年月日 | 実施機関 | 目的 | 対象地域 | 調査票の 様式数 | 客体数(注2) | 客体の選定方法 | 調査方法 | 周期 | 調査の実施期間又は調査票の提出期限 |
|---|-------------------------------------|-----------|---------------------|--|-------|-------------|------------------|-------------|---------------------------|-------|------------------------|
| | 札幌市子ども・子育て支援 ニーズ調査 | H28.10.12 | | 教育・保育に係る市民のニーズを把握し、子ども・子育 て支援法に基づく事業計画を見直しするための基礎 資料を得ることを目的とする。 | 札幌市全域 | 1 | 15,000世帯 | 無作為抽出 | 郵送 オンライン | 1回限り | 平成28年10月11日~ 10月28日 |
| 4 | 県内青少年の携帯電話契 約時のフィルタリング利用 犬況調査 | H28.10.14 | | 青少年が使用する携帯電話(スマートフォンを含む。) 契約時におけるフィルタリング利用状況及びフィルタリングを利用しない契約における理由等を明らかにし、今後のフィルタリング利用促進等の推進に資することを目的とする。 | 奈良県全域 | 1 | 139事業所 | 全数 | 郵送 FAX | 1年 | 毎年11月4日~11月1 日 |
| | 比九州市高齢者等実態調 查 | H28.10.18 | | 北九州市に在住する高齢者等の保健福祉に関する意識やニーズを把握する。また、この結果を平成29年度中に策定する老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画を包含した「(次期)北九州市高齢者支援計画(仮称),策定ための基礎資料とすることを目的とする。 | | 4 | 10,200人 | 無作為抽出 | 郵送 | 3年 | 平成28年10月31日 11月30日 |
| ; | 中小企業のイノベーション 舌動とその実現に関する調査 | H28.10.24 | 大阪府商工労働部 商工労働総務課 | 政府が進める地方創生の取組みのうち、企業によるイノベーション創出活動の促進による地域活性化の実現に向け、大阪におけるイノベーション政策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 大阪府全域 | 1 | 2,860企業 | 全数 | 郵送 | 1回限り | 平成28年11月19日 12月9日 |
| 7 | 届岡市家庭実態調査 | H28.10.24 | | 福岡市内全域におけるひとり親家庭の生活実態及び 要望事項を把握し、今後のひとり親等福祉政策の充実 及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ること を目的とする。 | | 2 | 4,000世帯 | 無作為抽出 | 郵送 | 5年 | 平成28年11月1日~1月15日 |
| | 平成28年度糖尿病実態調 查 | H28.10.25 | 香川県健康福祉部健康福祉総務課 | 糖尿病の死亡率、受療率とも全国上位である香川県 において、糖尿病対策は重要な健康課題のひとつと なっていることを踏まえ、糖尿病対策事業の一環とし て、今後の効果的な糖尿病重症化防止の推進方策を 検討する基礎資料を得ることを目的とする。 | | 2 | 500事業所 5,000人 | 全数 | 郵送 | 1回限() | 平成28年11月下旬 12月下旬 |
| | 県民健康·食生活実態調 査 | H28.10.27 | 奈良県健康福祉部健康づくり推進課 | 1. それぞれの市町村が食に関する課題を把握し、効果的な施策を実施する。2. 県及び市町村が食生活の改善を支援し、生活習慣病対策を推進する。3. 教育委員会及び市町村と連携・協働し、子どもの頃からの食育を推進する。4. 県民の野菜摂取量を増やすため、県民運動として施策を展開する。以上の取組を行うための基礎データを収集することを目的とする。 | | 3 | 13,650人 | 全数 無作為抽出 | 郵送 その他(学 校) | 1回限り | 平成28年10月28日 11月30日 |
| | 山台市障害者等保健福祉基礎調査 | H28.10.31 | | 次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第5期「仙台市障害福祉計画」の策定にあたり、その基礎調査として、障害者等の実態、保健福祉サービスの利用動向及び今後の利用意向等を把握することを目的とする。 | 仙台市全域 | 12 | 6,600人 | 無作為抽出有意抽出 | 郵送 その他(関 係団体経 由) | 6年 | 平成28年11月下旬 12月下旬 |
| | 受動喫煙防止に関する施 设調査 | H28.10.31 | | 広島市内の健康増進法第25条対象施設における受動喫煙防止対策の実施状況及び受動喫煙防止対策 実施上の問題点等を把握することにより、今後の受動 喫煙防止対策の推進方策検討資料とすることを目的と する。 | | 1 | 2,800施設 | 無作為抽出 | 郵送 | 2年 | 平成28年11月28日 12月9日 |

| | 名称 | 受理年月日 | 実施機関 | 目的 | 対象地域 | 調査票の 様式数 | 客体数(注2) | 客体の選定方法 | | 周期 | 調査の実施期間又は調査 票の提出期限 |
|-------------|-----------------------------------|-----------|----------------------|--|--------|-------------|---------------------|-------------|--|----|-------------------------------|
| | 険事業計画見直し ための実態調査 | H28.10.3 | | 介護保険事業計画の見直し策定のため、対象となる 高齢者の生活実態、生活機能の状態、保健・福祉・介 護保険に係るサービス、施策・制度等に関する意向等 を把握することを目的とする。 | 静岡市全域 | 1 | 2,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 3年 | 平成28年11月11日 12月9日 |
| 北九州 | 市物資流通統計調 | H28.10.3 | | 北九州市における生産活動に係る物資の流通状況を 把握し、平成27年北九州市産業連関表作成のための 基礎資料とすることを目的とする。 | 北九州市全域 | 2 | 880事業所 | 有意抽出 | 郵送 | 5年 | 平成28年11月1日~1 月30日 |
| 高齢者のする県民 | の生活・介護等に関 民調査 | H28.10.4 | 奈良県健康福祉部 長寿社会課 | 平成29年度策定予定の「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」及び高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることのできる「地域包括ケアシステム」構築の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。 | 奈良県全域 | 9 | 14,052人 2,912事業所 | 全数 無作為抽出 | 郵送 | 3年 | 平成28年10月中旬 11月7日 |
| | 保健福祉計画見直かための実態調査 | H28.10.4 | | 高齢者保健福祉計画の見直し策定のため、対象となる高齢者の生活実態、生活機能の状態、保健・福祉に係るサービス、施策・制度等に関する意向等を把握することを目的とする。 | 静岡市全域 | 1 | 10,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 3年 | 平成28年11月15日 11月30日 |
| 福井県商 | 商品流通調査 | H28.10.6 | 政策統計・情報課 統計分析グループ | 平成27年福井県産業連関表作成のための基礎資料を得るため、製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の交易状況と主要な販売先業種を明らかにすることを目的とする。 | 福井県全域 | 1 | 660事業所 | 有意抽出 | 郵送 | 5年 | 平成28年11月1日~ 月30日 |
| 宮崎県物 | 物資流通統計調査 | H28.10.7 | 統計調査課 | 宮崎県内事業所の生産財及び最終需要材の県内に おける自給状況並びに県外への移輸出状況を把握 し、宮崎県産業連関表を作成するための基礎資料を 得ることを目的とする。 | 宮崎県全域 | 1 | 890事業所 | 有意抽出 | 郵送 | 5年 | 平成28年11月1日~ 月30日 |
| 青森県 | 受療動向調査 | H28.10.11 | 青森県健康福祉部 医療薬務課 | 青森県内の病院、一般診療所、歯科診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、保健医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。また、青森県保健医療計画の見直しに係る基礎資料を得ることを目的とする。 | 青森県全域 | 3 | 1,389事業所 | 全数 | 郵送 | 5年 | 平成28年10月20日 11月30日 |
| 岡山県商 | 商品流通調査 | H28.10.11 | 岡山県総合政策局 統計分析課 | 岡山県内の製造業事業所の商品流通状況を把握し、 平成27年岡山県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 岡山県全域 | 1 | 1,324事業所 | 有意抽出 | 郵送 | 5年 | 平成28年11月25日 平成29年1月31日 |
| 態調査 (変更前 | 市ひとり親世帯等実 前の名称:北九州市 帯等実態調査) | H28.10.11 | | 北九州市全域における「母子世帯」「父子世帯」「寡婦世帯」の生活実態及び要望事項等を把握し、今後の母子等福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。 | 北九州市全域 | 3 | 6,000世帯 | 無作為抽出 | 郵送 | 5年 | 平成28年10月24日 11月15日 |
| | の携帯電話利用に 保護者アンケート調 | H28.10.14 | | 平成25年10月施行の改正「奈良県青少年の健全育成に関する条例」施行に伴い、奈良県内青少年の携帯電話利用実態を把握し、奈良県が推進するフィルタリング普及対策の資料として利用・公表することを目的とする。 | 奈良県全域 | 1 | 900人 | 有意抽出 | その他(生 をに持た者で はになる) を を を を を は に た を は に た き は に た き は に た さ は た に た が た り た に た う に た う く る う と う と る ら と る ら る ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら う と う と ら ら ら う と う と | 1年 | 毎年12月15日~1月 ⁻ 日 |
| 健康とく | らしの調査 | H28.10.14 | 神戸市保健福祉局 介護保健課 | 第7期(H30~32年度)介護保険事業計画策定のための基礎資料と今後の高齢者施策の推進の参考資料とすることを目的とする。 | 神戸市全域 | 8 | 16,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 3年 | 平成28年11月21日 12月5日 |

| | 名称 | 受理年月日 | 実施機関 | 目的 | 対象地域 | 調査票の 様式数 | 客体数(注2) | 客体の選定方法 | 調査方法 | 周期 | 調査の実施期間又は調査票の提出期限 |
|---|-------------------------|-----------|---------------------|---|-------|-------------|---------------------|-------------|-----------|-------------------------------|--|
| 1 | 大阪市障がい者等基礎調 査 | H28.10.18 | | 障がいのある方の生活状況やニーズ等を把握することで、障害者基本法に基づく障がい者支援計画及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を改訂するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 大阪市全域 | 9 | 28,100人 3,090事業者 | 全数 無作為抽出 | 郵送 | (原則とし | 平成28年11月中旬~ 12月下旬 平成28年12月上旬~ 12月下旬 |
| ī | 中小企業景況調査 | H28.10.19 | 愛知県産業労働部 産業労働政策課 | 愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図ることを目的とする。 | | 1 | 2,000企業 | 無作為抽出 | 郵送 FAX | 毎年 四半期 | 発送後約10日後 |
| 1 | 石川県医療機能基礎調査 | H28.10.24 | 石川県健康福祉部 地域医療推進室 | 石川県内の医療機関の機能及び患者の動向を把握 し、石川県医療計画の検討を行うための基礎資料を得 ることを目的とする。 | 石川県全域 | 3 | 1,486事業所 | 全数 | 郵送 | | 平成28年10月31日 11月22日 |
| 1 | 石川県入院患者一日調査 | H28.10.24 | 石川県健康福祉部 地域医療推進室 | 石川県内における医療圏ごとの入院患者の流入及び流出の実態を明らかにすることにより、石川県医療計画の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。 | 石川県全域 | 1 | 165事業所 | 全数 | 郵送 | | 平成28年10月31月 11月22日 |
| 7 | 大阪府景気観測調査 | H28.10.25 | 大阪府商工労働部 商工労働総務課 | 四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く 府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策 立案の基礎資料にすることを目的とする。 | 大阪府全域 | 1 | 6,500事業所 | 無作為抽出 | 郵送 | 四半期 | 5月、8月、11月、2月0 それぞれ翌月中旬 |
| ļ | 県民健康·栄養調査 | H28.10.27 | 福井県健康福祉部健康増進課 | 「元気な福井の健康づくり応援計画」(健康増進法第8条に基づく法定計画)に基づく施策の評価を行うとともに、次期計画の基礎資料とするため、国民健康・栄養調査に準じた方法により福井県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣等を明らかにすることを目的とする。 | 福井県全域 | 5 | 5,670人 | 無作為抽出 | 調査員 | | 平成28年10月下旬 11月中 |
| | 千葉市商品入出荷先地域 調査 | H28.10.27 | 千葉市総合政策部 統計課 | 千葉市産業連関表作成のための基礎資料を得ること を目的とする。 | 千葉市全域 | 1 | 350事業所 | 全数 | 郵送 | 5年 | 平成28年12月1日~ 成29年2月28日 |
| | 新潟県産業連関構造調査 (商品流通調査) | H28.10.28 | 新潟県総務管理部 統計課 | 新潟県内事業所の財貨の取引状況等を把握し、「平成27年新潟県産業連関表」作成のための基礎資料を得ることを目的とする。 | | 1 | 1,400事業所 | 有意抽出 | 郵送 | | 平成28年12月1日~3 成29年1月31日 |
| ı | 岐阜県輸出関係調査 | H28.10.31 | 岐阜県環境生活部 統計課 | 岐阜県内において製造された製品の輸出の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。 | 岐阜県全域 | 1 | 360事業所 | 全数 | 調査員 | 1年(工業 統計調査 の実施年 に限る) | 毎年5月中旬~6月 ⁻ 旬 |
| ļ | 県民健康意識調査 | H28.10.31 | | 三重県健康増進計画の中間評価や健康づくり施策を 展開するための基礎資料とするために、必要な知見を 得ることを目的とする。 | 三重県全域 | 1 | 6,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 不定期 | 平成28年12月1日~1 月28日 |

注1) 「対象地域」「客体の選定方法」、「調査方法」、「周期」又は「調査の実施期間又は調査票の提出期限」が複数ある場合には、全てを記載している。

注2) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。(「のべ」の場合もある。)

(参考)

基幹統計の指定

| 統計の名称 | 作式字 | 作成者指定内容 | | | |
|-------|----------|--|-------------------------|--|--|
| 統計の石が | 1F 7% 19 | 指 足 内 台 | (指定した旨の公示日) | | |
| 人口推計 | 総務大臣 | 基幹統計としての新規指定 〔指定内容〕 一 名称 人口推計 二 作成目的 五年ごとに作成する国勢 統計の間の人口の状態を明らかにする ことを目的とする。 三 作成者 総務大臣 四 作成方法 統計調査以外の方法によ り作成する。 (この指定は、平成29年度に公表するも のから効力を生ずる。) | H28.10.5 (H28.10.18) | | |

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定について掲載したものである。